

新型コロナウイルス感染症 ～まん延防止等重点措置について～

政府は本日までを期限としている「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」について、「まん延防止等重点措置」に移行することを決定しました。

このことを受け、東京都は6月21日から7月11日までの間、新型コロナウイルス感染症再拡大防止に向けた取り組みについて、23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域に対し、要請を行いました。

全国的には感染状況は改善されているものの、東京では感染再拡大の兆候が出ており、また新規感染者数に占める若者の割合も増えています。今回の適用に島嶼地区は含まれていませんが、島内での感染拡大を防ぐため、新型コロナウイルス感染症再拡大防止に最大限努めていく必要があります。

三宅村におきましても日中を含む不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に都道府県間の移動の自粛につきましてもこれまで以上の自粛をお願いいたします。

また、ワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果はありますが、100%ではありません。ワクチン接種後も、引き続きマスクの着用、手指消毒の徹底など基本的な取り組みを続けていただきますようお願いいたします。

1 外出自粛のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に都道府県間の移動につきましても自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で21時までとします。

ただし、閉館時間が21時前の施設は従前の閉館時間といたします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】令和3年6月21日(月)～令和3年7月11日(日)

【注意事項】感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの営業時間短縮のお願い

【飲食店の営業時間の短縮】

飲食店の皆さまには、5時から21時までの営業時間短縮をお願いします。酒類は、国の定める基本4項目（①アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底）を遵守している店舗について、以下を条件として、酒類の提供、持込が可能です。

■同一グループの入店：2人以内、■酒類の提供時間：11時から20時までの間、■利用者の滞在時間：90分以内

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から21時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

➤事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に続きます。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を続けます。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 Tel04994-5-0981

令和3年6月20日現在